

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一原子力発電所

特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請

(1～4号機周辺防護施設整備工事等に伴う

管理対象区域図等の変更)

に係る審査について

令和2年8月3日

原子力規制委員会

1. 実施計画の変更認可申請

東京電力ホールディングス株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 64 条の 3 第 2 項の規定に基づき、「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日付け変更認可。以下「実施計画」という。）について、令和 2 年 4 月 27 日付け廃炉発官 R2 第 20 号をもって、1～4 号機周辺防護施設整備工事等に伴う管理対象区域図等の変更に係る実施計画の変更認可申請書（以下「変更認可申請」という。）の提出があった。

2. 変更認可申請の内容

核物質防護の徹底を目的に、事務本館内に出入管理所を設けるため当該建物の中の施設の配置が変更されることから、管理対象区域図を変更する。

また、入退域管理棟^{※1}や免震重要棟に隣接する第 1 工区から第 4 工区^{※2}と呼ばれる建物は、震災後に設置した仮設建物であるため、これらの建物を撤去する。そのため、当該建物の中にあった汚染検査所等の機能を構内の別の本設の建物又は新たに建設する本設の建物に移動するため、管理区域図、管理対象区域図を変更する。

※1：保護具等配備所、保護衣保護具脱衣所及びマスク洗浄装置が設置されている。

※2：汚染検査所、保護衣配備所、保護衣保護具脱衣所及び休憩所が設置されている。

3. 審査の視点

原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）は、変更認可申請について、「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」（平成 24 年 11 月 7 日原子力規制委員会決定。以下「措置を講ずべき事項」という。）のうち、関連する「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」を満たし、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分であると認められるか^{※3}について審査を行った。

※3：原子炉等規制法第 64 条の 3 第 3 項

原子力規制委員会は、実施計画が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物若しくは原子炉による災害の防止上十分でないとき、又は特定核燃料物質の防護上十分でないとき、前二項の認可をしてはならない

4. 審査の内容

措置を講ずべき事項のうち、「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」では、運転管理、保守管理、放射線管理、放射性廃棄物管理、緊急時の措置、敷地内外の環境放射線モニタリング等適切な措置を講じることにより、「Ⅱ. 設計、設備について措置を講ずべき事項」の適切かつ確実な実施を確保し、かつ、作業員及び敷地内外の安全を確保することを求めている。

変更認可申請は、出入管理所設置に伴い、実施計画Ⅲ第1編、第2編に定める管理対象区域図において、事務本館1階の管理対象区域を変更する。

また、第1工区から第4工区の撤去に伴い、実施計画Ⅲ第1編、第2編に定める管理区域図、管理対象区域図から同工区を削除し、撤去による同施設内にある休憩所の移動先である事務本館2階の管理対象区域を変更する。さらに、入退域管理棟2については撤去し、新設の建物に施設を移動することから、管理対象区域図を変更する。各施設の変更前後の区域区分は、表1のとおり。

表1 各施設の変更前後の区域区分

施設	変更前		変更後	
	所在	区域区分	所在	区域区分
保護具等配備所	入退域管理棟 2 (仮設建物)	管理対象区域	入退域管理棟 2 (本設建物)	管理対象区域
保護衣保護具脱衣所				
マスク洗浄装置				
休憩所	第1工区 ～第4工区 (仮設建物)	汚染のおそれのない 管理対象区域	事務本館 (既設建物)	汚染のおそれのない 管理対象区域
保護衣保護具脱衣所		管理対象区域	事務本館 (既設建物内 に設置する 出入管理所)	管理対象区域
汚染検査所		管理対象区域 と 汚染のおそれのない 管理対象区域 との境界		管理対象区域 と 汚染のおそれのない 管理対象区域 との境界
		汚染のおそれのない 管理対象区域		汚染のおそれのない 管理対象区域
保護衣配備所				

規制委員会は、出入管理所設置に伴う変更については以下を確認した。

- 核物質防護の徹底のため出入管理所を設置するに際しては、第3工区から移設する汚染検査所を境界として、管理対象区域と汚染のおそれのない管理対象区域を指定すること。

また、第1工区から第4工区の撤去及び入退域管理棟2の撤去に伴う変更

については、以下を確認した。

- 第1工区から第4工区及び入退域管理棟2にあった各施設は、事務本館又は新たに建設される建物に移設され、各施設の区域区分は移設後も変わらないこと。
- 第4工区にあった休憩所は、事務本館の管理対象区域であった箇所を汚染のおそれのない管理対象区域に変更した上で移設することとなり、区域区分を変更するに当たり、線量当量率、表面汚染密度及び空气中放射性物質濃度が、実施計画の下位文書に定める値を満たしていることを確認してから運用を開始すること。また、出入管理所の一部区域についても、管理対象区域であった箇所を汚染のおそれのない管理対象区域に変更するため、上記と同様の確認をしてから運用を開始すること。
- 運用開始後においては、実施計画に従い、定期的に線量当量率、表面汚染密度及び空气中放射性物質濃度を測定し、管理すること。
- 新設される本設の入退域管理棟2の建物の工事期間中に、現存の入退域管理棟2のマスク洗浄エリアにあるマスク洗浄装置を事務本館に移設し、空いたスペースに保護具等配備所及び保護衣保護具脱衣所が一時的に移設され、管理対象区域として区域区分の変更なく運用されること。

規制委員会は、移設される施設は、移設後も同じ区域区分となっており、区域区分に応じて適切に管理されること、並びに管理区域図及び管理対象区域図が適切に変更されることを確認した。

以上のことから、規制委員会は、本申請に係る措置が適切なものであり、措置を講ずべき事項「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」を満たしていると評価する。

5. 審査結果

変更認可申請は、措置を講ずべき事項を満たしており、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分なものであると認められる。